

## アファーマティブ・アクション政策を 巡る動きと多人種混血集団について

日吉和子

1996年11月5日にカリフォルニア州でアファーマティブ・アクション・プログラムを事実上撤廃する州憲法修正案を内容とする「住民提案209」が住民投票の結果可決された。一方その制度の恩恵を受けている側は即刻対抗阻止行動に出て、その翌日にはサンフランシスコの連邦地方裁判所にその執行差し止めを求める訴えが全米市民自由連合や全米黒人地位向上協会などを含む12の市民団体により出され11月27日に暫定的な執行差し止め命令が下った。それから9か月以上経った1997年8月28日にサンフランシスコの連邦高等裁判所がその執行差し止めの訴えを却下しその法の発効命令を出したことから州内でのマイノリティー集団への差別撤廃措置計画が事実上撤廃された。これは1960年代の公民権運動の大きな成果の1つとして当時は主として黒人を対象とし、その後は他の少数民族集団と女性も含めて被差別者集団全体の社会的進出を国家的規模で支援してきた時代の終焉、少なくとも州レベルでの終焉の始まりを公式に宣言していた。そして司法の場に新たにアファーマティブ・アクションに対する1つの画期的な判例を付け加えたと言えるであろう。

ところでそのアファーマティブ・アクションのメリットと公平さに関しては特に後者の点に関してはこの政策が始まった当初からそれまであらゆる事に関する機会を優先的に享受してきた主流社会（つまりヨーロッパ系白人男性社会）の側からの反発、不満があり逆差別を訴える訴訟があったが導入当初の社会全体的な、少なくとも表面上の態度はかつての奴隷制度とそれ以降の差別待遇と言う「後ろめたい」罪に対する社会全体での償いの1つとしての象徴的存在性が余にも強くアファーマティブ・アクションを大歓迎とは言えないにしても、とにかく受け入れる態度であったのは周知の事である。しかしその政策が社会に浸透・定着し、その対象が広まるにつれ、その恩恵を受ける人々に日常生活の中で遭遇する機会と同時にその優遇対象となる人々と自分が競争する状況が増していった。一方共有される経済的社会的「パイ」が次第に小さくなって行くように思えるにつれ、訴訟と言う手段で単発的に処理されるだけでは解消されないほど主流社会全体にその政策に対する不満が蓄積し次第にそれが表面化してきた現状がその政策そのものの廃止運動の背景にあるのは明らかである。同時にその差別撤廃措置政策に不満を募らせる世論を察

知した政党が政権争い、つまり選挙の際にその不満集団の票を勝ち得ようとその不満の世論に同調した議論を打ち出したことがその世論を助長したと言えるだろう。ある意味では個人レベル、私的レベルでの不満議論を本来は人種を巻き込む微妙な問題に関しては二の足を踏む傾向がある政党や政治家が今回は公の政治の舞台に乗せることができると判断できるほど不満世論の高まりがあったことは確かである。その不満の世論は既成政党を巻き込んで一つの政治運動を形成して、より大きな議論を誘発し、彼等の主張の是非を地域社会全体に問いその優遇政策廃止への支持を勝ち得る結果に終わったと思われる。この様にこの種の大きな論争を生む動きは選挙と共にやって来ると言えるかもしれない。具体的に言えばカリフォルニア州では既に中間選挙の年の1994年には差別撤廃措置政策と共にこの州の悩みの種である不法移民を公的サービスから締め出す「住民提案187」を成立させており、その勢いに乗り、大統領戦の96年には「住民提案209」を成立させる結果となっているのが良い例である。

一方カリフォルニア州の行政の長である州知事も当然予期される様に主流社会のその様な世論の動向に呼応して積極的に反対の動きを見せた。94年に「住民提案187」を支持し、「三振即アウト法」に署名して移民や犯罪問題に対して厳しい態度を求めていた世論を味方に付けて州知事再選を果たしたウィルソン州知事は1970年代にはサンディエゴの市長としてアフーマティブ・アクション政策を積極的に押し進めてきた事で知られていたにもかかわらず1995年6月1日に州の関係部署や機関に於ける雇用や契約に関して広範囲に渡るアフーマティブ・アクションの廃止を目的とする行政命令に署名し、同時に人種や性別による多様性問題に関して助言する為に作られた118の委員会を廃止した。これを報じたワシントン・ポスト紙の記事は彼の行為は差別撤廃措置政策に対する民衆の不満と反発に「つけこみ」<sup>(1)</sup> 大統領戦で他の8人の競争相手から自分を引き離して目立たせる為のようであると評し、現職の州知事は彼1人でありその点有利であると仄めかしている<sup>(2)</sup>。当時共和党指名候補者の中で本命と目されていたボブ・ドールを追っていたその他の立候補者の1人であり中央ではなく地方の政治の舞台にしか立ったことがない彼にとっては自らの政治色を打ち出し、行動力をアピールする必要があったのは確かである。彼は94年の州知事戦の経験を踏まえて今回は差別撤廃措置政策に不満を持つ有権者にこの様な大胆な形で訴え、この問題に触れることを意図的に避けようとする姿勢のボブ・ドールとこの段階ではまだその問題に関しての態度を明確にしていなかった現職の民主党のクリントン大統領に揺さぶりをかけたとも考えられる。

とにかく彼の差別撤廃政策廃止への直接的動きはその後加速し行政命令署名後は州立大学にまで及んだ。1995年の7月20日にカリフォルニア大学の評議員会が「人種、宗教、性別、肌の色、民族、または国籍」を入学許可の決定に際して1997年1月1日より基準として使用しないこと、そして雇用と全ての契約に際しては1996年1月1日より基準として使用しない事の2項目を決定した。カリフォルニア大学は州立であることからカリフォルニア州知事のピート・ウィルソンが

その大学評議員会の会長を務めていた。そしてその優遇政策廃止の提案自体は彼によりなされたわけではないが彼はその廃止決定に意欲を燃やし他の評議員の説得と票集めをしてきたと言われている。現実には彼はこの評議員による投票に先立ちその優遇政策廃止を求める理由を次のように述べるのが報じられている。

「この大学には多種多様な意見と物の見方を生み出し許容すると言う長い誇らしい歴史がある。我々はその伝統を今日続けるつもりである。しかしカリフォルニア大学の評議員として我々は根本的な公平さを不当に侵害し集団の権利への優先権を作り、それを優先する為に個人の権利を踏みしめる大学の政策または慣行を黙認することはできない.....我々の目の前に在る問題は単純である、そしてそれはわきに置き無視されることはできない。我々はカリフォルニア州民を平等に、そして公平に処遇するつもりであろうか？それとも我々はカリフォルニア州民を人種で分け続けるつもりであろうか？」<sup>(3)</sup>

また彼は次のようにも言っている。「カリフォルニア大学の学生1人当たりの公的補助金を提供する為に3人の働いているカリフォルニア州民により払われる州税全てを必要とする。一生懸命に働き、それらの税金を支払い、規則に従って行動するその人達は彼等の子供達が彼等の人種や性別にかかわらずこの大学への入学許可を求めて競争する平等な機会を得ると言う保証を受けるに値する」<sup>(4)</sup>

これはどこから見ても公平さについての議論であり、集団の権利と個人の権利のどちらを優先すべきかの議論である。どちらかと言えば歴史的に見て個人の権利を優先する傾向の強い伝統に訴える議論とも言える。そしてそれはもはや教育の現場に人種や性別による差別待遇があるかないかの問題ではなく、人種や性別による優遇政策により不公平を被っている人がいる事実（逆差別訴訟の訴える内容と同じ）が問題でありその不公平是正の為にその政策の廃止が必要であると主張しているのである。そして彼の主張を裏打ちするかのごとくに1980年と94年の共に9月の新学期のカリフォルニア大学の学生を比較するとアファーマティブ・アクションにより援護された学生数の割合が80年の11%から20%にほぼ倍増し、白人男性の学生数の割合は逆に40%から24%に大幅に減少していた<sup>(5)</sup>と言う統計数値が存在する。彼がこの数値を口に出して言ったかどうかは定かではないがこの州立大学の問題が大きく報道される中で人々がその数値を1度は耳にする可能性は大であったと推測される。その場合、差別撤廃措置政策の廃止への彼の発言はそれなりに説得力を持ち、その政策廃止の支持層の白人男性だけでなく男の子を持つ州税を納める白人家庭の支持をも得て、既に述べたようにその分大統領選挙の指名競争での、少なくとも州内での票獲得に繋がる可能性を期待できたと思われる。

ところでそのアファーマティブ・アクション政策廃止の審議投票に臨んだウィルソンが長を務めるカリフォルニア大学評議員会は26人の評議員からなっていた。その内7人はウィルソンを含め職権上評議員になっていた。そして1名がその大学の学生の中から選ばれた学生評議員であり、

残りの18名は州知事により任命されていた。その州知事により任命された18名のほぼ全員の17名が共和党の知事達により任命された評議員であった。共和党はこの段階では既に「アフーマティブ・アクション」政策に対して厳しい態度を示しており、この評議員会の長がウィルソンであると言う事実と結び付けて考えられた場合差別撤廃措置廃止に反対する人々にとってはその人数は決定的である様に思えたかもしれない。しかし現実には唯一民主党の州知事により任命された人物は両方に賛成票を投じている。そして反対票は残りの共和党の州知事により選ばれた評議員のもの（ウィルソンにより任命された5人の内1名が入学に関して反対し、もう1名は両方に反対した）であった点を考えるとどちらの政党の知事に選ばれたかはこの場合余り問題では無かったと言えるだろう。また学生評議員と職権上評議員となった副知事、州教育長とカリフォルニア大学の総長、同窓会会長と副会長がどちらにも反対票を投じたのは政治的派閥上の思惑もあったかもしれないがどちらかと言えば教育現場からの反対の声を受けて優遇政策が廃止された場合の影響の方をもっと考慮した結果であると推測する方が妥当だと思われる。それぞれのキャンパスの実質的運営者とも言えるべき学長9人全員と直接影響を受ける教職員や学生は反対の態度を表明していたからである。

とにかくその公開討論会形式で始まった評議員会は爆弾騒ぎと最初の雇用と契約に関する投票での廃止決定結果を受けての反対派集団との騒動で中断され非公開の会議に切り替えられた後に入学に関する投票が行われ結局12時間に及んだ。その投票結果は欠席1名で入学許可に関しては賛成14対反対10と棄権1で、雇用と契約に関しては15対10であった。この票差を大きいと考えるかその反対と考えるかは評価が分かれるかもしれないがこの結果がウィルソン州知事の説得工作と州全体の優遇政策見直しの一般的動向の相互が影響しあったものであると言えるであろう。しかしその様に人種と性別に関する政策方針の180度の転換とも言えるべき非常に重要な決定がたった25名の評議員により下され、9つのキャンパスに162,000人以上<sup>(6)</sup>の学生を抱えるマンモス大学内の声が反映されなかった事は公民権闘争時代が人々の心に与えていた影響力が薄れてきている証拠と言えるかもしれない。

ところでこの日抗議行動の先頭に立ち指揮していたのが黒人指導者のジェシー・ジャクソンであった。彼にとっては公民権闘争時代は過去の物ではなかった。彼はその延長線上で日々白人主流社会の中で黒人への差別と戦っている1人であった。それで彼はこの結果を受け「我々が今晚ここで見ているものは露骨な人種差別主義の行為である」<sup>(7)</sup>と強く非難した。彼がアフリカ系アメリカ人に不利益となる主流社会の行為は全て即「人種差別行為」として位置付け非難する考え方に基いて発言をしたのは明白である。彼は全国的規模の政治の舞台で活躍する指導者として彼自身の人種集団全体を代表する形で常套文句的発言をしたと推測される。一方で彼がその評議員会の場所に居て抗議行動の先頭に立っていた事実とその発言はアフーマティブ・アクション政策が他のマイノリティー集団にその対象を拡大しているとは言え、アフーマティブ・アクシ

ジョン＝アフリカ系アメリカ人と言う図式、つまりその恩恵を主として受けているのは依然としてアフリカ系アメリカ人に違いないと言う考えを改めて意識させ、その人種集団の指導者とその優遇政策が彼等の生活に必要なものであると考えていると言う印象を強く与えたことは否定できないであろう。

またその翌年にパークレー校の法科大学での黒人の入学が81%、ヒスパニック系は50%減少し、ロサンゼルス校でも同様の傾向が見られると言う優遇政策廃止の実際の影響がまだ大学院レベルではあるが明確に出始めてきた事を受けてジャクソンは「我々は急激なアパルトヘイトの復活を見ている」<sup>(8)</sup>とその政策廃止運動に対する反発を「アパルトヘイトの復活」と言う言葉を用いて示した時にも前回と同じ様に決まり文句的発言とは言えそれによりその政策の必要不可欠性を再度強調したと考えられる。結局彼はその言葉によりアファーマティブ・アクション政策が無ければ高等教育の現場が公民権闘争前と同じ様に白人だけのものになり黒人が締め出されてしまうこと、つまりクリントン大統領も用いている言葉で言えば“resegregation”が起こる可能性があることを懸念していることを表明したと言えるであろう。その大学院レベルでの否定的な結果報告に裏打ちされた彼の発言はある意味では主流社会が抱くアフリカ系アメリカ人の劣性についての固定観念（白人と対等に競争できないと言う考え）が暗に現実のものであると再確認しているのに等しいと解釈されることができるとも思われる。

一方ウィルソンにより任命され彼の長年の友人でもある評議員でこのカリフォルニア大学でのアファーマティブ・アクション廃止の提案者のウォード・コナリーはその投票後「変化・変更は決して簡単な事ではない。私はこの事がアファーマティブ・アクションを使わないで多様性を確実なものにしてくれることを望む。なぜならばそれをする事ができないと言う人達は決して試したことが無いからです。この事が言わんとすることは我々は補助輪無し自転車に乗りたいと言うことです」<sup>(9)</sup>と述べながら実現には時間が掛かるかも知れないが撤廃措置政策無しでも多様性（つまり社会の様々な分野での白人独占は無くなり様々な人種の人々が共存している状態）は保証できると考えていることを表明した。自力での競争能力があるかどうかは実際に競争してみなければ分からない、そしてもうそろそろ自力競争を行う時期ではないかとコナリーは言っているのである。

コナリーはその考えを元に「住民提案209」を住民投票に掛けようとする運動の中心的グループ「公民権イニシアチブ」の代表としてその後州全体での事実上の差別撤廃措置政策の廃止へと導き、さらに対象範囲を広げて行った。96年6月の「ワシントン・ポスト」紙の中で彼がまだ「住民提案209」を住民投票に掛ける運動をしている時大統領選挙戦の中でこの話題が意図的に避けられていることに関して尋ねられて「私はこの事が党派心の強い話題になって欲しくはない。これは実際まさに公民権運動の全体系を完成させる問題に過ぎないのです。我々はまだ人種差別をしない国ではないと知っていますが我々はそこに行き着きたいと思っています」<sup>(10)</sup>と述べてい

る。彼はピート・ウィルソンとは違って政治的競争や思惑からこの優遇政策廃止運動をしているのではなく、その様な優遇政策無しに人種や性別に関係なく真の対等の関係で社会の中で競争することができて初めて公民権運動が目指した本当の意味での差別の無い平等な社会が得られると考えている事を表明した。

さらに彼等の差別撤廃措置廃止の運動について「黒人に対するアフーマティブ・アクションの恩恵が甚だしく誇張されてきた事を一端我々が人々に確信させることができれば我々への支持が増すと私は考えています」と言い、そして「この住民提案を言葉で言い表わす事は不利な条件に置かれた黒人達と言う固定観念を取り除くのに大いに役立ちます」<sup>(11)</sup>と言っている。既に述べた様にカリフォルニア大学の評議員会の投票の場に居たジェシー・ジャクソンの存在と発言が与えたのとまさに逆の印象をこの運動を通して与えることをコナリーが意図しているのが分かるであろう。

それから約1年後タイム誌のインタビューの中で「我々は過去に関してけりをつけなければならない。先祖に起こった事を理由にアメリカ被害者クラブの中での終身会員の身分を与えてはいけない。私はもしあなたが黒人特有の縮れ毛をした黒人だとしたらアメリカの中で青い目をしたブロンドの髪の人と同じ機会を持つと言っているのでは決してない。しかし人種上の人数割り当てと別枠でとっておくことは我々を分裂させている。それらは白人の憤りと黒人の劣性についての疑いを生み出す、そしてそれらは我々の多人種社会と歩調をそろえてはいない」<sup>(12)</sup>と彼は言明している。これらの発言からコナリーはアフーマティブ・アクションがアフリカ系アメリカ人についての否定的固定観念や優遇政策に対する白人の不満を助長し人種関係改善に寄与するよりもそれを妨げている上に世間一般的に考えられているほどには黒人達はその優遇政策の恩恵を受けていないと考えており、それらのマイナス面がプラス面を上回っているとしてその政策の廃止を訴えていることが分かる。そしてアフリカ系アメリカ人はアフーマティブ・アクション政策が象徴する過去への償いをいつまでも求め続けてはいけないと警告も発しているのである。

しかし彼は同時に人種差別は依然として存在する事は認めておりカリフォルニア大学でのアフーマティブ・アクション政策撤廃を公式に提案した時も「もしあなたがたまたま何か障害を克服した人であればその場合成績等の点数化の中で「入学許可審査官が」その事を比較考量することは適切である」<sup>(13)</sup>述べている。彼は集団全体を対象とし、その恩恵を受けていようがいまいがその集団に属しているだけで自動的にその恩恵を受けているとレッテルを張られてしまうのを避ける為にはその政策自体の撤廃が必要であるが個々のレベルで人種や性別が障害となっていてそれを克服したとすればその努力が考慮されることには何ら問題はないと考えている事を示した。彼のこの様な主張は先にも述べた様にアフーマティブ・アクション政策が無ければアフリカ系アメリカ人の社会進出は妨げられると主張するジェシー・ジャクソンとは正反対であることは歴然としている。またアフーマティブ・アクション政策の廃止では意見が一致しているピート・

ウイルソンとは彼がただ公平さを求めて撤廃を主張している点に於いて違っているのも明らかである。

それではカリフォルニア州でのアファーマティブ・アクション政策の廃止運動を推進するその2人の主張の相違はどこから来るのであろうか。その答えはタイム誌の記事の中にある。97年の5月のある晩カリフォルニア州議会議事堂の中でコナリーはある若い黒人の男に手を掴まれて「コナリーさん、あんたは裏切り者だ」、「あんたはあんたが属する人種集団にとっては当惑の種だ」<sup>(14)</sup>と怒って言われたそうである。その出来事はコナリーがアフリカ系アメリカ人集団にとっては「裏切り者」と考えられていることを伝えている。そこから明らかになるのは彼がアフリカ系アメリカ人であると言う事である。一方ピート・ウィルソンは周知の様に白人である。結局その主張の相違はアファーマティブ・アクション政策の対象集団内部にいるかその集団の外にいるかの相違を反映していると言えるであろう。

ではカリフォルニア大学の評議員会の決定を受けて「露骨な人種差別主義行為」と非難したジャクソンとその優遇政策廃止の発案推進者が同じ人種集団に属すると言う事実は何を意味するのだろうか。ジャクソンが政治の舞台に立ちその人種集団全体を代表する形で行動する一方でコナリーは成功した中産階級の黒人の1人として行動しているのは明らかである。それはその人種集団内部に出現し始めたと言われているアファーマティブ・アクション政策廃止を求める声を存続主張派が少なくともカリフォルニア州では押さえることができない状況が生まれていた事を、そしてアフリカ系アメリカ人集団内部の分裂が拡大している事をはっきりと示したと言えるであろう。しかもジャクソン曰く「人種差別主義の行為」、「アパルトヘイトの復活」の動きが白人側からではなく黒人側から提案された事実によりその分裂がもたらすジレンマ的状况、つまりもはや「人種差別」と言う言葉で集団全体を結束できないだけでなく「人種差別」と言う言葉だけで対抗集団の言動を非難し封じ込める事ができない状況が出現している事は否定できないであろう。イェール大学の法学教授で優遇政策の恩恵を受けた世代だと自認するスティーブン・カーターが言う様に「人種差別主義の呼び声が肯定的な新しい政策を制定させる点で大いに成果を上げそうな時期はずっと前に過ぎて去っている、つまりより大きな白人社会の援助を強く促して、恥ずかしく思わせて、それを強要する為に我々の圧制の歴史、我々の被害者であるという事実を利用する時代は確かに終わっている」<sup>(15)</sup>らしいとカリフォルニア州では言えるかもしれない。

一方その分裂から漁夫の利を得たのが州内の優遇政策に不満を持つ住民、当然の事として考えられるのは白人住民である。彼等にとってその政策の恩恵を受けている特に黒人集団からの猛烈な反発が予想される廃止運動の旗頭にコナリーの様な黒人が名乗りを挙げてくれたことはある意味では「渡りに船」以上の好機であったに違いないと推測される。1980年代には、そして依然として90年代の今日でも他の州ではこの様なその政策廃止に成功する状況が起こり得るとは考え難い。それゆえに今回1回限りの出来事で終わってしまう可能性も考えられるがカリフォルニア州

でのこの優遇政策廃止運動とその成功が他の州での同様の動きに弾みを付けることは確かである。そして理由はどうであれコナリーが住民投票と言う方法でまさに州の規模で人種の境界を越えて人々を結束させ得た点は高く評価できるであろう。つまり1つの人種集団が1つの当然の権利と考えてきた政策を巡る問題を解決しようと対立人種集団と協力し合った事実は両者の人種関係に於いては1歩前進したと言えるであろう。この様に主流社会の中で安定した地位を得て、その所属人種集団からは距離を置いて考えることができ、白人社会に迎合する為のアンクル・トムの理由からではなくどちらかと言えばその両人種集団の利益の観点から行動できる白人集団をも率いる力を持つ人物の出現は21世紀の黒人と白人の人種関係の変化の質を示唆しているように思える。

ところでコナリーの様なアフーマティブ・アクション政策に反対する声はいわゆる中産階級として主流社会の中で確固たる地位を得ているアフリカ系アメリカ人達からもここ何年かの間に聞かれるようになってきているのは確かである。その原因としてその政策の必要性の程度が考えられる。カリフォルニア大学でのアフーマティブ・アクション政策廃止に関する投票で入学に関しては棄権して雇用と契約に関しては反対票を投じた元州議会議員で弁護士の黒人の評議員はコナリーがその廃止運動の先頭に立っていることについてコナリーは「黒人が競争するのにアフーマティブ・アクション政策を必要とするかもしれないと考えるのは侮辱であると気付いている。彼はそれを必要としなかった。彼は他の人がそれをなぜ必要とするのか分からないのである」<sup>(16)</sup>と評している。コナリーが実生活の中でその優遇政策を必要としたかどうかに関しては明確ではない。年齢的に言えば彼は97年6月の段階で58才であるので約30年前にその優遇政策が始まった時は28才ぐらいになっているはずである。その頃には大学教育を終えてサクラメント市の再開発局で見習いとして働き始めた時期も既に過ぎているので確かに彼は教育と仕事を見付けることに関してはその優遇政策を必要としなかったことははっきりしている。その後サクラメントで当時議員をしていて住宅委員会の議長になろうとしていたピート・ウィルソンからの電話で彼のコンサルタントになるように依頼されることになる。ウィルソンは当時州の住宅地域社会開発局で管理職に出世していたコナリーについて「黒人達がそれ程多くの機会が与えられていなかった世の中で成功するのに何を必要とするかについて努力しないでも理解していた様に思えた」<sup>(17)</sup>と評している。この言葉から推測するとウィルソンはコナリーは黒人であり有能であったから声を掛けたに違いないと思われる。黒人を1人組織内に入れ差別をしない組織の体裁を整えようとする傾向が見られた当時の米国社会の動きをウィルソンは政治家として当然察知していたであろうと思われるのでコナリーが白人であったらウィルソンの目には止まらなかった可能性は大きいであろう。そうするとこの段階でもコナリーは優遇政策そのものの支援を得たと言うよりもその政策を取り巻く主流社会の動きの後押しを得たと言うべきであるかもしれない。

「タイム」誌はコナリーがしばしば契約に関してマイノリティー集団に別枠を設ける州の政策から利益を得たと告発されてきているがそれを詳しく調べるとその州に於ける別枠実施以前の事

で時期的なずれがあり本当とは言えないとしている。そして「コナリーは求められた時に彼の人種を明かすだけであった」<sup>(18)</sup>と伝え、コナリーの次の言葉を引用している。「私はマイノリティー集団の会社として認定されることは私の仕事には損害を与える可能性があると感じていた」、そして「あなたは[マイノリティー集団の会社として]分類される、そして人々はあなたがマイノリティーの一員であるのであなたはその仕事を得ただけであると考え始める」<sup>(19)</sup>とコナリーはその優遇政策のマイナス面を述べている。彼の発言から推測すると彼はその優遇政策を積極的に受けようとはしなかったとは言え現実に受けていなかったとは断言していないのである。結局元州議会議員が評したようにコナリーは優遇政策は必要としていなかった事は肯定できるだろう。ただし積極的には必要としていなかったと付け加える必要があると思われる。しかしコナリーの発言の中にある様に優遇政策が不利な立場にいる黒人達に社会進出の手掛かりを与えるプラス面を彼は認めており同じ人種集団の中にいる他の人々にとってのその政策の必要性は分かっていたはずである。しかも南部のルイジアナ州生まれのコナリーは恵まれた中産階級の出身でもないのなさらその必要性は分かっていたと思われるのである。

彼は2才の時両親が離婚し4才の時に母親が死亡した結果叔母の家に引き取られ、12才の時には母方の祖母と暮らすことになり、どちらの家も貧しく特に祖母の家では日々の食べ物にも事欠く貧窮生活を送ると言う恵まれない子供時代であった。その様な中で彼は小さな頃から働きながら学校教育を続け大学まで卒業した。卒業後彼は政府関係での仕事に就き、既に述べた様にピート・ウィルソンに見い出され公務員として彼の元で働く一方でその仕事以外に不動産業を始めていた。そしてウィルソンがサンディエゴの市長に立候補する為にサクラメントを去った後もカリフォルニア州の住宅局の副局長を2年務めてから退職し本格的に不動産コンサルタント会社を始めた<sup>(20)</sup>。彼は経済的にも家庭的にも不遇な生活の中で高等教育を身に着け、実力と努力で立身出世した人物と評せるであろう。この経歴を持つコナリーはまさに都市部の貧困層の問題を抱えるアフリカ系アメリカ人社会にとってはロール・モデルとして引き合いに出されるに値する人物と言えるであろう。人種差別が歴然と存在していた時代に育っているので人種差別の実情を骨の髄まで身に染みて知っていると思われるし、時代が違うとは言え同じ様な恵まれない境遇に生まれた黒人の子供達が直面する困難や障害や問題点を体験しているからなおさらその人種集団の社会的経済的地位向上に多大な寄与をしてくれるだろうと期待されるはずの人物と考えられて当然である。しかし彼は優遇政策とはまったくの正反対の方向から人種差別問題を解決しようとして優遇政策廃止運動を始め「裏切り者」と呼ばれる事になってしまうのである。

結局実際に彼自身が必要としたかどうかは別としてもその優遇政策のプラス面よりも否定的固定観念により見られ成功を実力による成功とは評価されないマイナス面が勝っていると結論付けた結果の行動が優遇政策廃止運動と言えるであろう。そして1代で成功し仲間入りした中産階級の黒人としての地位、彼の人生に対する誇りと自信がその優遇政策反対の出発点になっているの

はこれまでに引用した彼の発言や同じ立場にいる中産階級の黒人達の発言などからも推測できる。それでは次に他の同じ様な不満を持つ中産階級の黒人達から一步前進してその優遇政策反対運動の先頭に彼を立たせたのは何であろうか。単にその不満が増大しただけではそこまで行かないと思われる。そこには別の要因が働いたと考えるのが妥当であろう。その別の要因として推測されるのが家庭の人種環境である。

コナリー本人はアフリカ系アメリカ人の血だけでなくフランス人とアイルランド人とアメリカインディアンの血が混じっているとされている。そして米国中が公民権運動の真っ直中にいた62年に結婚した彼の妻は白人でアイルランド系である。彼の息子は父親よりもアイルランド系白人の血の割合が多い、半分以上が白人の血を受け継いでいることになる。そして彼の息子はベトナム系アメリカ人女性と結婚している。彼の息子の子供は母親が純粹のベトナム人の血筋であるとすれば結局アジア系の血が半分の割合を占めアフリカ系アメリカ人の血の割合が祖父よりもずっと少なくなる計算である。そこでコナリーの「タイム」誌のインタビューの中で「彼等〔息子夫婦〕の子供は大学入学申し込み書類のどの人種欄にチェックすることを要求されるのだろうか」<sup>(21)</sup>と言う発言が生じて来る。確かに慣習上から言えば白人ではないのは確かである。これだけの種類の血が混じり合っている場合少なくとも両親の人種区分の黒人とアジア系の2種類の選択肢が対等の比重で存在しように感じられても不思議ではないだろう。

同じようなことがプロゴルファーのタイガー・ウッズにも起こっている。1997年にマスターズゴルフで優勝した時彼はスポーツ界で最後の白人の独壇場とも言えるゴルフの世界での黒人初の優勝者として大々的にマスコミにより報道された。しかし1997年4月にテレビのオプラ・ウィンフリーの人気トーク番組の中で彼は彼を単に黒人として分類するのは間違っていると述べたのである。彼は彼自身のことを白人(1/4)と黒人(1/8)とアメリカインディアン(1/8)とアジア系(中国人の血が1/4とタイ人の血が1/4)の混血なのでそれぞれの言葉の頭文字をとって“cablinasian”<sup>(22)</sup>と考えていると言った。それはまさしくコナリーが彼の孫について抱いたのと同じ心境が作用した発言であったと推測される。明らかにコナリーとウッズはともに多人種混血集団と言う分類上新しい人種集団の存在を声高く主張しているのである。

そしてこの様に感じる人達が米国では近年増加していると言われている。1990年の国勢調査で16の人種区分がありその中で単一人種区分以外の「その他」の欄を選択した人は全体の4%で約980万人おり、70年の国勢調査での100万人以下と比較すると急激な伸びを示しているのが分かる<sup>(23)</sup>。そこで問題となってくるのがアーマティブ・アクション政策の基礎となっている人種で区別する分類法である。従来最も厳しい法則ではどちらかの先祖に黒人がいる場合、または少なくとも両親のどちらかが黒人として分類されている場合その子供達は黒人として分類されるのが普通であった。しかし今やその分類に不満を感じている人々が出現し始めたのである。国勢調査の段階で自分の人種の区分にためらう人々は今までにも存在していたであろうが別の人種区分を

求める声が表面化してきたのはごく最近と言えるであろう。そしてその状態の改善を求める傾向は連邦議会で国勢調査の人種別区分問題が取り上げられる<sup>(24)</sup> 程目立つようになってきていると言うのである。そこで人種で区分するアファーマティブ・アクション政策の継続実施そのものが現状に合わなくなってきていると人々に感じさせても不思議ではない。それで既に引用した様にコナリーはその優遇政策が「我々の多人種社会と歩調をそろえてはいない」<sup>(25)</sup> と宣言し、単に黒人中産階級の不満と言う相対的に限られた視点からではなく優遇政策を実施する社会全体へと視野を広げてその政策廃止の必要性を訴える運動を始めたのではないかと推測されるのである。

そしてコナリーがピート・ウィルソンと友人関係にあると言う事実を彼の人種環境に付け加えて考えると彼はアフリカ系アメリカ人社会や文化やメンタリティーにどっぷり漬かる環境にはいないのではないかと推測されるのである。彼が白人の妻と結婚した事も黒人社会の中では白人との結婚自体がその社会から離れようとしていると見なされがちであり、ある意味ではその人種集団から距離を置く立場にいたと判断されるであろう。この距離感が最終的にその優遇政策廃止の旗頭にコナリーを立たせた原因になったのではないかと考えられるのである。

ところでこの人種的背景がコナリーをこの優遇政策廃止に駆り立てウッズに新しい呼称を作らせた要因であるとするところには様々な問題点が暗示されるのである。第一にウッズが彼自身の人種集団の分類についてどの様に感じていようが当面のところ依然として彼は世間一般的にはアフリカ系アメリカ人として見なされ続けるであろうと言うことである。アフリカ系アメリカ人向けの雑誌『エボニー』誌がウッズの“cablinasian” 発言を受けて9人の黒人著名人に聞いたインタビュー記事の中で野球選手のジャッキー・ロビンソンの娘シャロンは「彼は彼自身を彼が考えたいように考えることができるが彼は彼が好むと好まざるとにかかわらず、彼が信じたいと思うと思わざるとにかかわらずほとんどの人が彼を黒人のゴルファーと見なす事を悟らなければならない」<sup>(26)</sup> 言っている。また全米黒人地位向上協会の会長も「この国で現在、そして残りの生涯に於いて直面する差別はあなたの外見、つまり人々があなたを見た時に目にするものに基づかれています、あなたが国勢調査の分類上の区分でどの様に定義されるかには基づかれてはいないのである」<sup>(27)</sup> と述べている。確かにウッズがマスターズゴルフで優勝した時白人のゴルファーの1人が明らかに黒人差別的発言をして物議を醸す事件があったし、マスコミ報道はマスターズゴルフ史上最年少の優勝者であると同時に「黒人の」ゴルファーとしては初の優勝と言う偉業を成し遂げたとする内容に終始したのは事実である。マスコミは当然彼の父親が黒人で母親はアジア系であると知っていたはずである。それでも従来の人種区分に従って当然の如く「アフリカ系アメリカ人」としての分類を「アジア系アメリカ人」の分類よりも優先したのである。さらにウッズ自身が優勝が決定した時のインタビューでゴルフ界に於ける黒人のパイオニア的人物3人の名前を挙げて感謝の言葉を述べたのがテレビ中継されており、それを見た人は自然に彼をアフリカ系アメリカ人と考えたとしても不思議ではない。当然アフリカ系アメリカ人社会もウッズを彼等の仲間

の1人として考え、野球界のジャッキー・ロビンソンに匹敵する偉業を成し遂げた彼等の人種集団の若者達の希望の星として絶賛したのである。結局アフリカ系アメリカ人の血が混じっている事が知られている人物が本人が自分の人種上のアイデンティティーについてどの様に考えていようとも世間の注目を浴びる偉業を成し遂げた時の世間の一般的扱いは今回のタイガー・ウッズと同じである場合が当面続くと思われるのである。

ところでウッズの様な人達が今後増加し国勢調査の中に多人種混血の欄ができ（順調に進めば2000年の国勢調査には登場すると考えられている）その欄を選んだとしてもいわゆる白人に属する人々との混血では当然白人として本人も周囲の者も考えるであろうからこの多人種混血の欄を選ぶ事も選ぶ必要も無いと思われるので現実世界ではその呼び名は単に少数民族集団の1つに属していることを示すだけであると推測される。ジェシー・ジャクソンもこの点について「この混血人種の分類上の区分についての仮定はそれは単に黒人の変形体に過ぎないと言う事である、そしてそれは異人種の人と結婚した白人人種の人を含まないと言う事である」<sup>(28)</sup>と述べている。彼はその理由として「アフリカ系アメリカ人とは概して人種と人種主義との間の関係の結果できたもので」<sup>(29)</sup>あり「人種の呼称は政治的呼称である」<sup>(30)</sup>と断言し、そしてアフリカ系アメリカ人集団はたとえ白人との混血でどんなに外見が白人であろうとも黒人の血筋を受け継いでるかどうかが米国社会、つまり白人社会により決定されたものであり人種混血に関する新しい呼称も「白人の議員達の1人」<sup>(31)</sup>が議会に出したものであり従来の呼称と同じ流れの中で出てきたものに過ぎないからであるとしている。結局国勢調査でどちらを選択しようとも、また突然にその選択区分を変えようともその人種識別票を絶えず人の目に触れる所にぶら下げているわけではないので周囲の人達は当面それまで通りの扱いをし続けるであろうし、外見で判断して、または単に少数民族集団の1つでジャクソン曰く「黒人の変種形」として見なしそれなりの対応をするであろうから処遇に関しては大差は無いであろうと思われる。そこで差別待遇を受けていると感じる機会が相変わらずあると予想されるのである。しかし全米黒人地位向上協会のムヒューム会長が「エボニー」誌の中で指摘する様にそれを裁判に訴えたとしても現在のところ多人種混血集団自体が公式に認められた集団ではないのでその差別を立証する為の過去の差別に関する資料は無いことになりその様な差別を立証する事を原告側に求める現行の司法制度の元では敗訴することになりそうなのである<sup>(32)</sup>。結局国勢調査で自己のアイデンティティーに関する内的不満を解決できるとしてもそれを取り巻く社会が変化しない限り何か外的変化を期待できないのは確かである。既に述べた様に人種区分を変える前に差別待遇を感じていた人はその後も同じ気持ちを抱き続けるかもしれないにもかかわらず裁判では負ける可能性が強いであろうし、その一方では外見で優遇政策の恩恵を受けていると誤解されるかも知れないとなると現在の中産階級の黒人達が抱くのと同じ、またはそれ以上の不満を持つ人が増加することも予想されるのが第2の問題点である。

また米国社会に於ける人種意識が変わらない限り新しい多人種混血の人種区分を選ぶとしても

タイガー・ウッズの様な偉業を成し遂げたスーパーヒーローが脚光を浴びた後でその新しい人種区分の選択の意向を示すと今回の様な騒動が今後も持ち上がることも予想される。既に述べた様に従来の人種区分法からウッズはアフリカ系アメリカ人にとっては彼等の人種集団の一員と見なされ世間もその考えを支持した後に彼はアフリカ系アメリカ人とアジア系アメリカ人の両方にアイデンティティーを感じるとマスコミの電波を通して公の場で発言したが今回はそのタイミングが悪く予想以上の波紋を投げる結果となってしまった。黒人社会がウッズ・フィーバーに酔いしれ全世界が彼に注目している最中に彼は100%アフリカ系アメリカ人集団の一員であるというわけではない、つまり100%そうであると言われることを嫌がっていると意思表示したに等しいと解釈されてもしかたがないであろう発言をしてしまったのである。それで彼と同じ人種集団の仲間として喜び祝福し誇らしく思った分余計に増大された拒絶感を彼等の心の中に残したのではないかと思われる。彼は人種混血状態をアフリカ系アメリカ人の血よりも優先し、さらに彼の意図がどのようなものであれ、敢えて“cablinasian”と言う言葉を作ってまで全面的にアフリカ系アメリカ人だけとしては識別されたくない意思表示したことによりアフリカ系アメリカ人の否定的固定観念と結び付けられたくない気持ちがそこに働いているに違いないと憶測されてもしかたがないであろう。ウッズのその発言はアフリカ系アメリカ人社会にとっては身内の者による身内に対してだけでなく全米中の人々に対してもその人種集団としての社会的地位の劣性確認ともなりかねない危険性を持っていたと言えるだろう。それは人種集団としての誇りを持たせ社会的地位向上を願う人々にとっては複雑な思惑も働き非常に困惑させるものであったことは容易に推測できる。これはウッズ本人だけでなくアフリカ系アメリカ人社会にとってもマイナスとなったと思われる。結局人種上のアイデンティティーの選択はウッズの様な著名人にとってはもはや個人的問題ではなくなると言うことである。

ウッズ発言がアフリカ系アメリカ人にとって脅威として受け止められたのはその人種集団の団結力（または連帯感、英語ではどちらも“solidarity”）の維持に関して与えるであろうと思われる影響であった。シャロン・ロビンソンもアフリカ系アメリカ人の「力は団結にある。それはいつもそうであったし、いつもそうであろう」<sup>(33)</sup>と団結の重要性を訴えている。確かにアフリカ系アメリカ人社会には彼等を団結させる共通の差別の歴史があり、公民権運動を成功させたのも彼等の団結力が大きな一因であった。スティーブン・カーターはその著書「リフレクションズ・オブ・アファーマティブ・アクション・ベイビー」の中で公民権運動は「我々にお互いの必要性を教えた」と述べ、その団結意識とは「永遠にお互い同志、つまりお互いの顔に見入りそこに共有性、何か共有される物を読み取ることである。それを経験と呼ぶ。または歴史と呼ぶそれが何と呼ばれようともこのことは確かに人種集団の団結の明るくて価値のある側面である」<sup>(34)</sup>と言ひ公民権運動を通して人種上の団結、連帯感が意識されたことを指摘している。そこで発揮された団結力は政治的1大勢力としての地位を彼等に確保させ、人種に関係する国内政策を左右できる影

響力を認められ、少数民族集団の中でのトップの地位にいと彼等を感じさせてきている。そしてその人種上の団結はロドニー・キング殴打事件の裁判やO. J. シンプソンの殺人事件の裁判結果をも最終的には左右し、米国を白人側と黒人側に完全に分裂させてしまったかの様な緊張感を生み出す程の力を依然として持っているのである。それ故にその団結力連帯感維持にその人種集団の将来が掛かっていると考えている人々も少なくはないであろう、特にジェシー・ジャクソンの様な政治の舞台で指導的立場に立つ人々によって問題視されるのはうなずけることである。スティーブン・カーターも「集団思考の意味に於いてではなく集団愛の意味で一致団結を必要としている」<sup>(35)</sup>と団結の必要性を述べている。ジャクソンは「集団思考」の意味での団結を訴えているのは明らかであるが共にその人種集団の社会経済的進歩向上の為にそれを必要とすると言っている点では一致している。そしてカーターは白人と黒人との結婚での子供がなぜ白人ではなく黒人とされるかに関しては論理的理由は無いが論理的理由が無いと言っても人種は社会により作られるものなので白人にはならないとしている。そしてW. E. B. ドゥーボイスが黒人とフランス人とオランダ人の混血であるが彼自身の人種上のアイデンティティーを黒人であると選択している点を挙げて「連帯感とは理想的にはある人々、ある文化、ある歴史を自分自身の物であると主張しようとする選択、決断であるべきだ」<sup>(36)</sup>とそれは強制されるものではないのが理想であると言っている。しかし一方で彼は人種を自由に再定義することはできないと断言し「単に我々が同じ人種の人々であると言う理由だけで我々には団結・連帯感が要求されている」<sup>(37)</sup>と述べており、他の人種として考える道を否定しているのは確かである。

またイタリア人とイギリス人の混血の父親とインディアンと黒人の混血の母親を持つと自ら述べる女優のサリー・リチャードソンもその人種集団を代表する著名人の1人として「あなたが国勢調査の上での混血人種の区分について話している時それは非常に危険なことになり得る、なぜならば黒人としての我々の何人が実際に純粋の黒人であろうか？誰もいない、そして私はそれはある種の政治的駆け引きになると思う。特に我々が大学や他の事の為に資金を提供することについて話をしている時それは我々の効力を弱めて我々を分離するであろう」<sup>(38)</sup>と述べている。彼女はジャクソンも示唆している様に「純粋な黒人」は誰もいない、つまり他の人種との混血状態は昔からあった点を述べ、多人種混血の人種区分が人種上のアイデンティティーの選択の自由の問題では無く政治や経済的利害が絡んでくる問題へと発展して行く点を指摘している。既に述べた様にアフリカ系アメリカ人と言う人種集団は白人社会により定義されてきたもので、ジャクソンが指摘している様にこの流れの中で白人側から議会に提出されたこの多人種混血と言う人種集団区分について考えるとそこには白人にとって何か有利に働くものがあるに違いないと考えても不思議ではないだろう。それこそがアフリカ系アメリカ人集団を分裂させる、つまり団結力・連帯感を弱めることであると憶測するのは自然の流れかもしれない。ましてやアーマティブ・アクション政策が継続されていて多人種混血が新しい人種区分になり若い世代の中でウッズの様に考

える人達が増すと仮定するとその場合アフリカ系アメリカ人の人口が後者の区分を選択する人の分減少する統計数値を受けてその人種集団が受けてきた優遇の割り当てが減少することは目に見えているし、さらにその分人種集団が小さくなることにより選挙の際の有権者数が減少しアフリカ系アメリカ人の為に活動する指導者達の政治の場での発言権が弱まる可能性も考えられるからである。結局人種集団の団結力と政治力の弱体化の危険性が3番目の問題点となるであろう。

ところで「エボニー」誌のインタビューに応じた人々は一様にウッズは若すぎてこの人種に関する発言の重みを理解していないと述べている。「ニューズウイーク」誌によるとウッズは小さな頃から父親が経験した人種差別や伝説的な黒人のスポーツ選手について父親から聞いて育ち、ゴルフ場での練習を通して3才の時から差別を経験してきている<sup>(39)</sup>。そのウッズは当然まさに米国内で黒人であるという事が何を意味するかを身をもって経験しているはずである。その同じ記事の中で彼は「偏見は必ずいつも優勢ではびこっています。私はそれを止めさせることはできないでしょう」<sup>(40)</sup>とやっている様に現実を変えることの難しさも痛感しているようである。その記事の筆者も彼が受けた人種差別の「傷はまだ完全には治っていない」<sup>(41)</sup>と断言している。多分ウッズはその過去の経験があるからこそマスターズゴルフで優勝した時点から彼に付いて回る「アフリカ系アメリカ人」と言う言葉にある種の反発を感じ、また彼に関する記事が一樣に言及するように彼の強い両親への愛情からタイ人の母親の血筋も主張したいと感じて彼は「アフリカ系アメリカ人」の血筋以外にも色々な血を受け継いでいるのだと言いたくなっただのかもしれない。彼が自分の人種上のアイデンティティーを心の底から“cablinasian”と感じているのかどうか、また残りの人生をずっとその様に感じ続けるのかどうかは分からないが人種意識を幼い頃から周囲の社会から感じさせられ続けた1つの結果がこの発言に繋がったと言えるかもしれない。そして彼の発言をきっかけに従来の人種区分に不満を持つ声が華々しく表面化し世論に敏感な政治家がそれに便乗しウッズがその多人種混血区分の象徴に使われてしまう結果となったと言えるであろう。指摘されているように彼は人種問題の難しさは身に染みて分かっていたとしても自分が置かれている立場とその立場からの発言の影響力についてははっきりと認識していなかったのはやはり若さが原因と言えるかもしれない。

ところで多人種混血人種区分が国勢調査の紙面上で確立しても人種区分意識の高い、人種に関する事柄に敏感な社会が変化しない限りそれが人種上のアイデンティティーに成り得ない可能性も考えられる。カーターは「我々は存在する為にはアイデンティティーを持たなければならない」<sup>(42)</sup>とやっている。これはアメリカ人と言う国籍のアイデンティティーではなく人種上のアイデンティティーの意味である。最悪の場合ジェシー・ジャクソンが指摘するように二つの人種集団のどちらにも属さずに宙ぶらりん状態になる危険性<sup>(43)</sup>も考えられる。これが4番目の問題である。しかしウッズが距離を置こうとしているアフリカ系アメリカ人社会は少なくとも「エボニー」誌でのインタビュー内容から判断する限りそれぞれがウッズが将来もっと精神的に大人にな

り彼等の歴史と現実世界をもっと知れば彼等の元に戻ってくるだろうと期待を込めているのが感じられる。それはウッズがいつでもアフリカ系アメリカ人社会に戻ってくる事ができる事を知らせている。そこには1人でも多くの立派な仲間を持ちたい、失いたくないと言う気持ちとかつてのO. J. シンプソンやワシントンD. C. のマリオン・バリーの様に黒人社会から距離を置き白人社会の中で活躍している人物が事件をきっかけに黒人社会に戻ってきた例もあり結局行き着くところは、最後に頼れるところはアフリカ系アメリカ人社会であると言う自負もあるかもしれない。同時に米国社会に於ける人種区分は過去も現在もまた将来も変わる事無く続くであろう、続けなければならないと考えている姿勢も示している。結局今回のウッズの発言は人種の定義について一石を投じたのは確かであるが一時的なものとしてアフリカ系アメリカ人社会内部では処理されそうである。しかしウッズの発言とアファーマティブ・アクション政策廃止運動の先頭に立っているコナリーの存在は共に内部からアフリカ系アメリカ人社会が今後21世紀に向けて考えなければならない問題点を突き付けたとも言えるであろう。

ところでウッズとコナリーは共にカリフォルニア州に現在住んでいるがカリフォルニア州は人種に関しては他よりも1歩も2歩も前を進んでいると言う定評どおりの動きと言えるかもしれない。そしてその両者の動きは相互に入り組んで関係しているのは明らかで今後全米中に浸透するかどうかは未知数であるが国勢調査上での多人種混血の人種区分の方は既に連邦議会に提出されている。そしてカリフォルニア州では既に多人種協会なるものがあり、ジョージア州とインディアナ州では政府機関に多人種区分を使うように要請したし、学校や大学の申し込み用紙に多人種区分を作ろうとする法を提出している州が他にも幾つかある<sup>(44)</sup>と言われているので優遇政策より結論は早く着くかもしれない。その場合国勢調査上は多人種区分を選択しても実生活の中でアファーマティブ・アクション政策の対象になる際に必ずしもその人種区分を申し出ないかもしれない可能性やその人種区分自体が実社会の中に浸透しないことも考えられる。優遇政策廃止が伴わなければ結局日常生活の中で人種上目に見える変化はほとんどないかもしれない。しかしカリフォルニア州では既に冒頭でも述べたように連邦高裁での執行差し止め請求の却下を受けてその優遇政策は廃止されており、97年11月3日には連邦最高裁が執行差し止め請求の上告を却下し審理しないと決定したことによりその政策廃止は確定的なものとなっているのでその両者が合体した場合に米国社会にもたらす可能性のある変化がどの様なものであるか近い将来には見ることができるであろう。そしてタイガー・ウッズとコナリーの名前は米国の人種関係の歴史の中にしっかりと記録され、参照されたり引用されたりして永久にその歴史の中に残ることになるであろう。

注)

(1) 引用：“Affirmative Action Curbed in California,” *The Washington Post*,

- Washington D. C., The Washington Post, Inc., Friday, June 2, 1995, A 1. (筆者翻訳)
- (2) 参照：同上, A 20.
- (3) 引用：“U C Regents, in Historic Vote, Wipe Out Affirmative Action,”  
*Los Angeles Times*, Los Angeles, The Times Mirror Company, Friday, July 21, 1995, A 20. (筆者翻訳)
- (4) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (5) 参照：同上。
- (6) 参照：同上。
- (7) 引用：同上, A1. (筆者翻訳)
- (8) 引用：“FAIRNESS OR FOLLY,” *Times*, New York, Time Inc., June 23, 1997, p. 45.  
(筆者翻訳)
- (9) 引用：“Affirmative Action Curbed in California,” A 20. (筆者翻訳)
- (10) 引用：“Affirmative Action Debate Engages Few Californians, *The Washington Post*,  
Washington D. C., The Washington Post, Inc., Saturday, June 8, 1996, A 3. (筆者翻訳)
- (11) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (12) 引用：“FAIRNESS OR FOLLY,” p. 47. (筆者翻訳)
- (13) 引用：“Affirmative Action Battle Builds,” *Los Angeles Times*, Los Angeles,  
The Times Mirror Company, Thursday, July 6, 1995, A 3. (筆者翻訳)
- (14) 引用：“FAIRNESS OR FOLLY,” p. 46. (筆者翻訳)
- (15) 引用：*Reflections of an Affirmative Action Baby*, Stephen L. Carter, New York,  
BasicBooks, 1991, p. 243. (筆者翻訳)
- (16) 引用：“FAIRNESS OR FOLLY,” p. 47. (筆者翻訳)
- (17) 引用：同上, p. 48. (筆者翻訳)
- (18) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (19) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (20) 参照：同上。pp. 47-48.
- (21) 引用：同上, p. 47. (筆者翻訳／文中の [ ] は原文の筆者の注)
- (22) 引用：“Coming to Terms With the Racial Melting Pot,” *The Washington Post*  
*National Weekly Edition*, Washington D. C., The Washington Post Inc., May 5, 1997, p. 31. (筆者翻訳)
- (23) 参照：“The Place of Race in the Census,” *The Washington Post National Weekly Edition*,  
Washington D. C., The Washington Post Inc., June 16, 1996, p. 21.
- (24) 参照：“Coming to Terms With the Racial Melting Pot,” p. 31.
- (25) 引用：“FAIRNESS OR FOLLY,” p. 47. (筆者翻訳)
- (26) 引用：“Black America and Tiger’s Dilemma,” *Ebony*, New York, A Johnson  
Publication, July, 1997, p. 34. (筆者翻訳)
- (27) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (28) 引用：同上, p. 30. (筆者翻訳)
- (29) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (30) 引用：同上。(筆者翻訳)

- (31) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (32) 参照：同上, p. 29. (筆者翻訳)
- (33) 引用：同上, p. 34. (筆者翻訳)
- (34) 引用：Reflections of an Affirmative Action Baby, p. 237. (筆者翻訳)
- (35) 引用：同上, p. 241. (筆者翻訳)
- (36) 引用：同上, p. 248. (筆者翻訳)
- (37) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (38) 引用：“Black America and Tiger’s Dilemma,” p. 34. (筆者翻訳)
- (39) 参照：“How to Raise a Tiger,” *Newsweek*, New York, Newsweek Inc., April 21, 1997, pp. 56-57.
- (40) 引用：同上, p. 57. (筆者翻訳)
- (41) 引用：同上。(筆者翻訳)
- (42) 引用：Reflections of an Affirmative Action Baby, p. 246. (筆者翻訳)
- (43) 引用：“Black America and Tiger’s Dilemma,” p. 34. (筆者翻訳)
- (44) 参照：“The Place of Race in the Census,” p. 22.

#### 参考文献

- Carter, L. Stephen, *Reflections of an Affirmative Action Baby*, BasicBooks, New York, 1991.
- Ebony*, “How to Raise a Tiger,” A Johnson Publication, New York, July, 1997.
- Los Angeles Times*, The Times Mirro Company, Los Angeles,  
 “Affirmative Action Battle Builds,” Thursday, July 6, 1995, A 3 & A 14.  
 “U C Regents, in Historic Vote, Wipe Out Affirmative Action,” Friday, July 21, 1995, A 1 & A 20.
- Newsweek*, “How to Raise a Tiger,” April 28, 1997, pp. 52-57.
- The Washington Post*, *The Washington Post*, Washington D. C.,  
 “Affirmative Action Curbed in California,” Friday, June 2, 1995, A 1 & A 20.  
 “Affirmative Action Debate Engages Few Californians,” Saturday, June 8, 1996, A 3.
- The Washington Post National Weekly Edition*, The Washington Post, Washington D. C.,  
 “History in Black and White,” April 21, 1997, p. 29.  
 “Coming to Terms With the Racial Melting Pot,” May 5, 1997, p. 31.  
 “The Place of Race in the Census,” June 16, 1997, pp. 21-22.
- Times*, “FAIRNESS OR FOLLY,” Time Inc., New York, June 23, 1997, pp. 44-48.